

食の共創プラットフォーム構築事業業務委託 仕様書（案）

1. 業務の名称

食の共創プラットフォーム構築事業業務委託

2. 業務の目的

令和6年3月に策定した『新しい長崎県づくりのビジョン「未来大国」～みんなで大きな夢を描こう』において、今後重点的に注力する分野の一つに「食」が掲げられている。このビジョン（食分野）の「ありたい姿」である「THE ワールドクラス、世界が惚れこむ食体験」を実現するためには、「食」を通じて、地域の歴史文化や食材の価値、生産者の思いやこだわり等、「食」の裏側にある地域固有の食文化（ストーリー）を県民や観光客に言語化して伝えていくことが重要であり、そのためには、料理人を始めとする「長崎の食の魅力やストーリーを伝え、表現する人材」が必要である。

そのため、例えば「食材の価値の再認識やレシピの共有などによる食体験の高付加価値化」や「顔が見える関係を築くことによるモチベーション向上」など、食に関わる人材が交流や共創の中で学び、高めあい、育っていくプラットフォーム（＝食の共創プラットフォーム）があることが望ましいと考えられる。「食の共創プラットフォーム」は将来的には、料理人や生産者等食に携わる人々が自発的につながりを作っていくことを目指しているが、本事業においては、まず県でそのプラットフォーム構築のきっかけとなる取組みを試行的に実施する。

最終的には、料理人等を介し、長崎の食の価値や固有のストーリーが観光客や県民に伝わり、伝播し、県全体に食の賑わいが生まれ、観光客の長崎の食に対する評価が高まるとともに、県民もその価値を理解し、県民が長崎の食を自慢したくなる状態を目指すこととする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4. 予算額

4,201,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5. 業務の内容

（1）総括的な企画の策定

本事業の目的である食の共創プラットフォーム構築について、今後の県内各地での広がりや継続性を念頭に、そのきっかけとなるような取組や情報発信等を含めた構築方法について提案すること。提案に際しては、企画、実施内容、実施期間、効果等を具

体的に明記すること。

また、本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、提出すること。

(2) 食の共創プラットフォーム構築に向けた取組等の企画等業務

①食の共創プラットフォーム構築に向けた取組の企画・運営等

ア 取組は3回以上実施すること。

イ 県北地域、県南地域を1回以上含めること。

ウ 事業実施期間中、おおむね50名以上参加すること（延べ人数）。

エ 漁業者や農業者といった生産者との交流を1回以上含めること。

オ 参考となる県内の先進事例及び類似事例などの県内の状況について事前に把握した上で取組を実施すること。

②食の共創プラットフォーム取組の周知

SNS等のWeb媒体やチラシ、雑誌等のツールを利用し、取組の開催・参加者募集について適切に広報を行うこと（事前にスケジュール等、県と協議すること）。

(3) 食の共創プラットフォームについての情報発信

①事業の目的や(2)の取組内容等について、広く情報発信を行い、事業終了後においても共創の場が県内各地で生まれ、県内の食の賑わいに繋がるような取組を目指すこと。

(4) 自由提案

提案の効果等を高めるために効果的な取組等がある場合は、提案に含めること。

※自由提案がない場合もプロポーザルへの参加を妨げるものではない。

(5) 本事業に係る企画統括及び進行管理業務、効果検証業務

受託事業者は、上記(2)、(3)に掲げる業務のほか、本委託事業に関する企画統括及び進行管理業務、効果検証業務を行うこと。

①企画統括及び進行管理業務

ア 事業全体の企画構成検討、スケジュール・進捗管理、取組開催に係る調整や参加者募集、当日の運営、事業全体の統括業務

イ 発信するコンテンツの情報収集・整理など

②効果検証業務

以下のiからivについて、集計するとともに、効果を検証し、実績報告書で報告すること。

i) 食の共創プラットフォームに関する取組への参加人数、属性

- ii) 委託期間中の情報発信のリーチ数（Web サイトへのアクセス数等）
- iii) 取組や情報発信を通じて、生まれた交流の内容および件数
- iv) 参加者に対する事業の改善等に関するアンケート（内容については県と相談の上決定すること）

（6）留意事項

- ①本仕様書「5. 業務の内容」に係る一切の費用は、本事業の委託内に含めること。
- ②本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ③本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転すること。
- ④受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ⑤成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ⑥第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ⑦本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ⑧事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ⑨県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

（7）その他

- ①各業務の詳細について県と協議のうえ決定し、進捗状況を綿密に県に報告すること。
- ②業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

6 業務実施体制

- （1）本業務委託を指揮する業務責任者を配置すること。
- （2）事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。

7 支払方法

委託料の支払方法は、精算払とする。

8 業務実績報告書等

(1) 提出物

①実績報告書（A4判）紙媒体1部及び電子データ

※実績報告書に記載する事業成果については、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

②当事業で作成した情報発信等のデータ（電子データ）

(2) 提出場所

長崎県農林部農産加工流通課

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金）

9 その他特記事項

(1) 受託者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。

(2) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

(4) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。

(5) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて県に帰属する。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（業務に従事している者への周知）

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（管理・実施体制）

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

（従事者等に対する教育）

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

（特記事項の遵守状況の報告）

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

（検査）

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

（事故報告）

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（派遣労働者の利用時の措置）

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（個人情報の取扱いに関する罰則）

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

（特定個人情報の取扱いに関する罰則）

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。